

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年10月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	・国民年金第1号被保険者の資格取得届(任意を含む)の受理・資格喪失届の受理・付加保険料の申出・辞退届の受理、被保険者種別変更届の受理、被保険者の住所変更の報告、保険料免除及び猶予申請(法定免除含む)の受理・法定免除廃止届の受理、産前産後期間の国民年金保険料申請の受理 ・基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定の受付、未支給年金の受付、年金生活者支援給付金の受付 ・年金相談
③システムの名称	国民年金システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の31項・95項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	すこやか市民部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五條市(すこやか市民部 保険年金課)奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五條市(すこやか市民部 保険年金課)奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請書に記載された個人番号及び本人情報の入力のダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I, 5. ②所属長	市民課長 脇田依子	市民課長 倉本 嘉美	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I, 5. ②所属長	市民課長 倉本 嘉美	市民課長 芝田 チエミ	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年8月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年9月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	I, 1. ②事務の概要	・国民年金第1号被保険者の資格取得届(任意を含む)の受理・資格喪失届の受理・付加保険料の申出・辞退届の受理、被保険者種別変更届の受理、被保険者の住所変更の報告、保険料免除及び猶予申請(法定免除を含む)の受理・法定免除廃止届の受理 ・基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定の受付、未支給年金の受付 ・年金相談	・国民年金第1号被保険者の資格取得届(任意を含む)の受理・資格喪失届の受理・付加保険料の申出・辞退届の受理、被保険者種別変更届の受理、被保険者の住所変更の報告、保険料免除及び猶予申請(法定免除を含む)の受理・法定免除廃止届の受理、産前産後期間の国民年金保険料申請の受理 ・基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定の受付、未支給年金の受付、年金生活者支援給付金の受付 ・年金相談	事後	取扱事務の追加
平成31年4月1日	I, 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の31項・95項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2・第68条の2	事後	「番号法」を正式名称に変更、及び根拠法令を追加
平成31年4月1日	I, 4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	記載の誤りがあったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I, 4. ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「厚生大臣」のうち、第四欄(特定個人情報)に「年金給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、6、16、25、26、27、30、32、34、35、39、40、45、51、52、58、59、62、66、68、73、75、76、81、82、86、87、92、94、98、99、100、102、103、116、119、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) ・47項～50項		事後	実施の有無について、記載の誤りがあったため、全て削除
平成31年4月1日	I, 5. ②所属長	市民課長 芝田 チエミ	市民課長	事後	様式変更によるもので、重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	I, 7. 請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I, 8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	I, 5. ①部署	すこやか市民部 市民課	すこやか市民部 保険年金課	事後	機構改革に伴い課名を修正
令和4年4月1日	I, 5. ②所属長の役職名	市民課長	保険年金課長	事後	機構改革に伴い課長名を修正
令和4年4月1日	I, 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	五條市(すこやか市民部市民課)…	五條市(すこやか市民部保険年金課)…	事後	機構改革に伴い課名を修正
令和4年4月1日	I, 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	五條市(すこやか市民部市民課)…	五條市(すこやか市民部保険年金課)…	事後	機構改革に伴い課名を修正
令和4年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。